

# 令和4年度バス利用促進券のご利用について

バス利用促進券のご使用に際しては、以下の事項を十分ご理解のうえご利用ください。

## ○ バス利用促進券とは

- ・ 正規料金の約6割の自己負担額でバスに乗車することができるいわゆる助成券です。

## ○ 使用方法

- ・ 利用促進券は10枚綴りとなっています。黒枠で切り離しのうえ、1枚ずつご使用ください。
- ・ 使用時は、利用促進券に記載の利用区間をご確認のうえ、利用促進券と券面に記載の自己負担額（現金または回数券）を支払い下車します。なお、利用促進券使用時も整理券は必要ですので、お取り忘れにご注意ください。（コミュニティバスに乗車の際は、整理券は不要です。）  
※裏面に利用促進券の見方について解説しています。

## ○ 使用できる期間

- ・ 令和4年4月1日～令和4年9月30日【※有効期限は半年間です。】

## ○ 使用上の注意点

- ・ 利用促進券は、券面に記載された方以外利用できません。  
また、券面に記載された路線、乗車区間（同一路線の同一料金区間は利用可。）しか利用できません。
- ・ やむを得ず乗り越した場合や途中下車する場合は、以下の取扱いとなります。
  - ①乗り越した場合  
利用促進券と自己負担額に加え、乗り越した区間の通常運賃を追加でお支払いいただきます。ただし、島外で乗車または降車する場合には、利用促進券はご利用いただけません。
  - ②途中下車する場合  
利用促進券と自己負担額をお支払いいただきます。差額の返金はありません。
- ・ 利用促進券は、以下の制度と併用することができません。
  - ①障害者割引、運転経歴証明書による半額運賃支払い時
  - ②洲本市高齢者移動手段確保事業及び洲本市障害者移動手段確保事業の助成券

## ○ 禁止事項

- ・ 利用促進券は、本人以外の使用や複写等を禁止しております。
- ・ 万が一、本人以外の使用や複写等の不正が発覚した場合、既に使用した分の助成額相当分を返還いただいたうえで、今後の利用促進券の交付を停止します。

## ○ バス利用促進券の追加交付手続き

- ・ バス利用促進券を追加で交付を受けたい場合、改めて申請いただく必要はありません。
- ・ 追加交付をご希望の方は、①登録番号（交付決定通知に記載）、②氏名、③生年月日、④利用区間、⑤希望枚数を市役所企画課まで電話、メールまたは窓口で追加交付をお申し出ください。利用実績を確認のうえ、追加分を申請時の住所へ郵送させていただきます。（概ね1週間程度）
- ・ 利用区間の変更、追加の場合は変更申請が必要ですので、企画課にて申請をお願いします。

お問い合わせ・追加交付の連絡先

洲本市企画課 電話 0799-24-7614（直通） 0799-22-3321（代表）

Email kikaku@city.sumoto.lg.jp

## ○ 利用促進券の見方

- ・利用促進券は10枚綴りを基本に交付しています。利用時は、黒枠で切り離しのうえ、1枚ずつご使用ください。
- ・利用促進券には、ホログラムが印刷されており、複写や偽造を防止しています。

